

令和5年8月

# 成年後見等申立ての手引

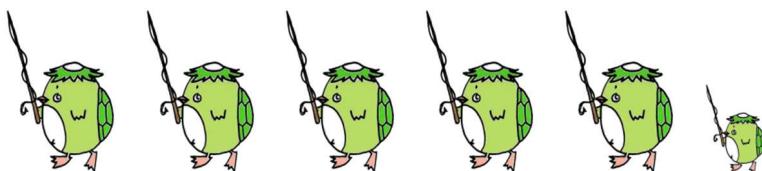


徳島家庭裁判所

## 目 次

はじめに	1
<b>成年後見制度とは</b>	1
1 成年後見制度とは	1
2 成年後見について	2
3 保佐について	2
4 補助について	3
5 任意後見制度について	4
<b>申立ての仕方や手続について</b>	5
1 申立てをする裁判所（管轄）	5
2 申立てができる人	5
3 申立てに必要な書類や費用	6
4 申立ての取下げについて	7
<b>標準的な審理の流れ（図表）</b>	8
<b>申立てをした後の手続の流れ</b>	9
1 面接（申立人、成年後見人等候補者など）	9
2 本人調査（本人との面接）	9
3 親族への意向照会	9
4 鑑定	10
5 審判・審理（後見等の開始・成年後見人等の選任）	10
6 後見制度支援信託、成年後見制度支援預金について	12
7 審判確定と登記	12
<b>成年後見人（保佐人、補助人）の職務について</b>	13
1 仕事の始まり（財産目録及び後見予算表の作成）	13
2 成年後見人、保佐人、補助人に共通すること	13
3 成年後見人の主な職務	14
4 保佐人の主な職務	14
5 補助人の主な職務	14

後見等監督について	15
1 後見等監督とは	15
2 家庭裁判所への申立てが必要な場合	15
成年後見人（保佐人、補助人）の仕事が終わるとき	16
1 本人が死亡したとき	16
2 成年後見人等の辞任	16
・成年後見登記事項証明書の取り寄せについて	16
・提出する資料のコピーのとり方	17



# はじめに

この手引は、後見開始、保佐開始、補助開始の申立てを考えている方を対象に、成年後見制度の概要、申立ての仕方や手続、審理の流れ、成年後見人、保佐人、補助人（以下「成年後見人等」といいます。）の職務などについて、そのあらましを説明したものです。申立てに当たっては、必ずこの手引きをお読みください。

## 成年後見制度とは

### 1 成年後見制度とは

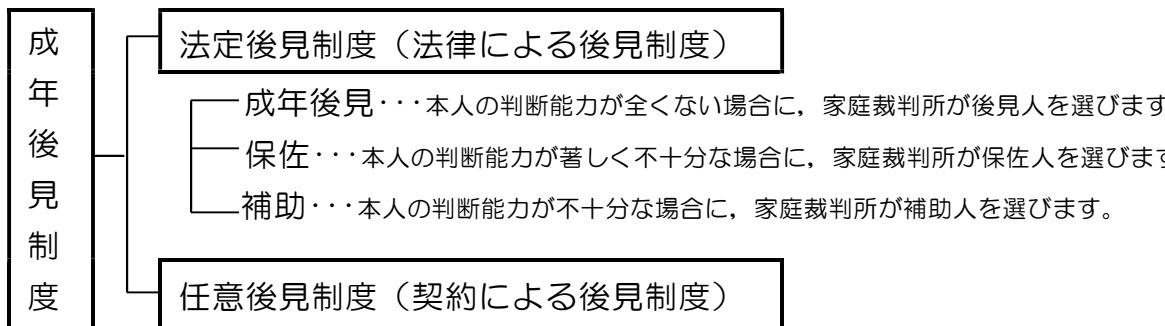
成年後見制度とは、ある人（以下「本人」といいます。）の<sup>\*</sup>判断能力が精神上の障害により不十分な場合（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。

例えば、本人のために預金の解約、福祉サービス契約の締結、遺産分割協議、不動産の売買等をする必要があっても、本人の判断能力が全くなれば、そのような行為はできませんし、判断能力が不十分な場合にこれを本人だけで行うと、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのような場合に、家庭裁判所が本人に対する援助者を選び、その援助者が本人のために活動する制度が成年後見制度です。

したがって、本人の障害が身体的なものだけの場合や、本人が単なる浪費者、性格の偏りがあるだけである場合にはこの制度を利用できません。また、本人を保護するための制度ですから、本人の財産を贈与したり、貸し付けたりすることは原則として認められません。親族が本人の財産の内容を知る目的でこの制度を利用することも適切ではありません。

\* 判断能力：売買や贈与等をする際に、その行為が自分に有利なのか不利なのか、適正か不適正か等を考えるのに必要な精神能力

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、また、法定後見制度には成年後見、保佐、補助の3つの類型があります。



本人に判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分な状態になることに備え、公正証書を作成して任意後見契約を結び、任意後見人を選んでおきます。

## 2 成年後見について

成年後見とは、本人が一人で日常生活を送ることができなかったり、一人で財産管理ができないというように、本人の判断能力が全くない場合です。その場合、家庭裁判所が後見開始の審判をするとともに、本人（成年後見制度では「成年被後見人」ともいいます。）を援助する人として成年後見人を選任します。

成年後見人は、本人の財産を管理するとともに、広範な代理権及び取消権を持ちます。したがって、本人に代わって様々な契約を結ぶなどして、本人が日常生活に困らないよう十分に配慮していかなければなりません。申立てのきっかけとなつたこと（遺産分割をする、保険金を受け取る等）だけをすれば良いものではなく、成年後見人は、本人のために活動する義務を広く負うことになります。これは通常の場合、本人が亡くなるまで続きます。具体的な職務内容は13～14ページをご覧ください。

\* 審判：家庭裁判所が出す判断で裁判の一種。その内容が記載された書面を「審判書」という。

\* 代理権：本人に代わって、本人のために取引や契約等を行う権限

\* 取消権：本人が成年後見人等の同意を得ないで重要な財産行為等を行った場合、成年後見人等がその行為を無効なものとし、原状に戻す権限

## 3 保佐について

保佐とは、本人が日常的な買い物程度は一人ができるが、金銭の貸借や不動産の売買等、重要な財産行為は一人ではできないというように、本人の判断能力が著しく不十分な場合です。その場合、家庭裁判所が保佐開始の審判をするとともに、本人（成年後見制度では「被保佐人」ともいいます。）を援助する人として保佐人を選任します。

保佐開始の審判を受けた本人は、一定の重要な法律行為（民法第13条第1項記載の行為等、次ページ参照）を行う際には、保佐人の同意が必要になります。保佐人は、本人が一定の重要な法律行為を行う際に、その内容が本人の利益を害するものでないか注意しながら、本人がしようとすることに同意したり（同意権）、本人が既にしてしまったことを取り消したりします（取消権）。また、保佐人は、家庭裁判所で認められれば、特定の法律行為（次ページ参照）について、本人を代理して契約を結んだりすることもできます（代理権）。

このように代理権を付け加えたい場合は、保佐開始の申立てのほかに、別途、代理権を保佐人に与える申立てが必要であり、そして、本人の同意も必要になります。具体的な職務内容は13～14ページをご覧ください。

### 重要な法律行為（民法第13条第1項）

貯金を払い戻すこと、②金銭を貸し付けること、③金銭を借りたり、保証人になること、④不動産などの重要な財産に関する権利を得たり失ったりする行為をすること、⑤民事訴訟の原告となって訴訟行為をすること、⑥贈与、和解、仲裁合意をすること、⑦相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること、⑧贈与や遺贈を拒絶したり不利なそれらを受けること、⑨新築、改築、増築や大修繕をすること、⑩民法第602条の一定期間を超える賃貸借契約をすること

※これら以外にも同意を要する旨の審判をすることもできます（民法第13条第2項）。

### 特定の法律行為

預貯金の払い戻し、不動産の売却、介護契約締結など

\* 同意権：本人が重要な財産行為等を行う際に、保佐人や補助人がその内容が本人に不利益でないかを検討して、問題がない場合に了承する権限

## 4 補助について

補助とは、本人が一人で重要な財産行為を適切に行えるか不安があり、本人の利益のためには誰かに代わってもらったほうがよいというように、本人の判断能力が不十分な場合です。その場合、家庭裁判所が、補助開始の審判をするとともに、本人（成年後見制度では「被補助人」ともいいます。）を援助する人として補助人を選任します。

補助人は、本人が望む一定の事項についてのみ（同意権や取消権は民法第13条1項記載の行為の一部に限る。），保佐人と同様、同意や取消しや代理をし、本人を援助していきます。

補助開始の場合は、その申立てと一緒に、必ず同意権または代理権（あるいは両方）を補助人に与える申立てをしなければなりません。また、補助開始の審判をすることにも、補助人に同意権又は代理権を与えることにも、本人の同意が必要です。具体的な職務内容は13～14ページをご覧ください。

- ◆ 後見、保佐、補助を開始する審判手続の違いや成年後見人、保佐人、補助人に与えられる権限の違いをまとめると、次のページの表のとおりです。

	後見	保佐	補助
対象となる方 (本人)	判断能力が 全くない方	判断能力が 著しく不十分な方	判断能力が 不十分な方
申立てができる人 (申立人)	本人, 配偶者, 親や子や孫など直系の親族, 兄弟姉妹, おじ, おば, 甥, 姪, いとこ, 配偶者の親・子・兄弟姉妹等		
申立てについての本人の同意	不要	不要	必要
医師による鑑定	原則として必要	原則として必要	原則として不要
成年後見人等が同意 又は取り消すことができる行為	日常の買い物などの生活に関する行為以外の行為	重要な財産関係の権利を得喪する行為等 (民法第13条1項記載の行為)	申立ての範囲内で裁判所が定める行為 (民法第13条1項記載の行為の一部に限る) (本人の同意が必要)
成年後見人等に与えられる代理権	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で裁判所が定める特定の行為 (本人の同意が必要)	申立ての範囲内で裁判所が定める特定の行為 (本人の同意が必要)



### ワンポイント

本人の状態を見て、後見、保佐、補助のどれに該当するか明らかでない場合、

申立ての段階では、診断書の内容に対応する類型の申立てをしてください。

申立後に行われる鑑定で、申立ての類型と異なる結果が出る場合がありますが、その場合には、申立ての趣旨の変更が必要になります。申立ての趣旨の変更には、新たな費用負担は生じません。ただし、申立ての趣旨の変更に伴い、新たに代理権付与や同意権付与の申立てをする場合には、申立手数料(収入印紙 各800円)が必要になります。

## 5 任意後見制度について

任意後見制度とは、本人があらかじめ公正証書で結んでおいた任意後見契約に従い、本人の判断能力が不十分になったときに任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。

任意後見制度の詳しい内容や手続方法などについては、お近くの公証役場でご確認ください。

## 申立ての仕方や手続について

### 1 申立てをする裁判所（管轄）

申立ては、本人の住所地を管轄する家庭裁判所にしてください。

裁判所名	所在地、電話番号	管轄区域
徳島家庭裁判所	〒770-8528 徳島市徳島町1－5－1 088-603-0141	徳島市、小松島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、名東郡、勝浦郡、名西郡、板野郡
徳島家庭裁判所 阿南支部	〒774-0030 阿南市富岡町西池田口1-1 0884-22-0148	阿南市、那賀郡
徳島家庭裁判所 美馬支部	〒779-3610 美馬市脇町大字脇町1229-3 0883-52-1035	美馬市、美馬郡
徳島家庭裁判所 池田出張所	〒778-0002 三好市池田町マチ2494-7 0883-72-0234	三好市、三好郡
徳島家庭裁判所 牟岐出張所	〒775-0006 海部郡牟岐町大字中村字本村54-2 0884-72-0074	海部郡

### 2 申立てができる人

申立てができる人は、本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、成年後見監督人等、市区町村長、検察官です。

#### 4親等内の親族

子・孫・曾孫・曾孫の子・親・祖父母・曾祖父母・曾祖父母の父母・兄弟姉妹・おじ・おば・甥・姪・いとこ・配偶者の親・配偶者の祖父母・配偶者の曾祖父母・配偶者の子・配偶者の孫・配偶者の曾孫・配偶者の兄弟姉妹・配偶者の甥姪・配偶者のおじ・おばなど

なお、自分で申立てや手続を進めていくことに不安を感じる方には、弁護士や司法書士に相談することをお勧めします。

### 3 申立てに必要な書類や費用

申立ての際は、次の一覧表の書類（3か月以内のもの）をご用意ください。

なお、手続費用については、申立人が負担することが原則ですが、この手続を行うことが本人の保護となりその利益になると考えられることから、徳島家庭裁判所では、申立手数料、後見登記手数料、送達・送付費用及び鑑定費用について、本人負担とする裁判をする運用です。審判確定後、選任された成年後見人等に対し、本人の財産の中から本人負担とされた手続費用の償還を求めることができます。

#### 【手続費用】

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| • 申立手数料（後見・保佐・補助共通） | 800円              |
| （代理権又は同意権の付与）       | 各800円             |
| • 登記手数料             | 2,600円            |
| • 送達・送付費用           | 3,500円又は5,000円    |
| • 鑑定費用              | 実費（通常は裁判所に予納した金額） |

	必要書類等	取寄先
1	<p>申立書類</p> <p>◎申立書</p> <p>◎代理行為目録・同意行為目録 ※保佐・補助のみ</p> <p>◎本人の同意書 ※保佐・補助のみ</p> <p>◎申立事情説明書</p> <p>◎後見人等候補者事情説明書 ※候補者が親族等の場合</p> <p>◎成年後見人等候補者陳述書 ※候補者が親族等の場合</p> <p>◎親族関係図</p> <p>◎財産目録及びその資料</p> <p>（不動産登記簿謄本（全部事項証明書）、預貯金通帳のコピー等。記入の仕方や資料のコピーの取り方は記載例をご覧ください。）</p> <p>◎相続財産目録及びその資料 ※本人が相続人となっていて、遺産分割未了の相続財産がある場合</p> <p>◎収支予定表及びその資料</p> <p>（領収書のコピー等。記入の仕方や資料のコピーの取り方は記載例をご覧ください。）</p> <p>◎親族の意見書</p>	
2	<p>戸籍謄本（発行から3か月以内のもの）</p> <p>◎本人、申立人及び成年後見人等候補者</p> <p>（同一戸籍の場合には1通で結構です。）</p> <p>※出生から現在までのものが必要になる場合もあります。</p>	各自治体の担当窓口

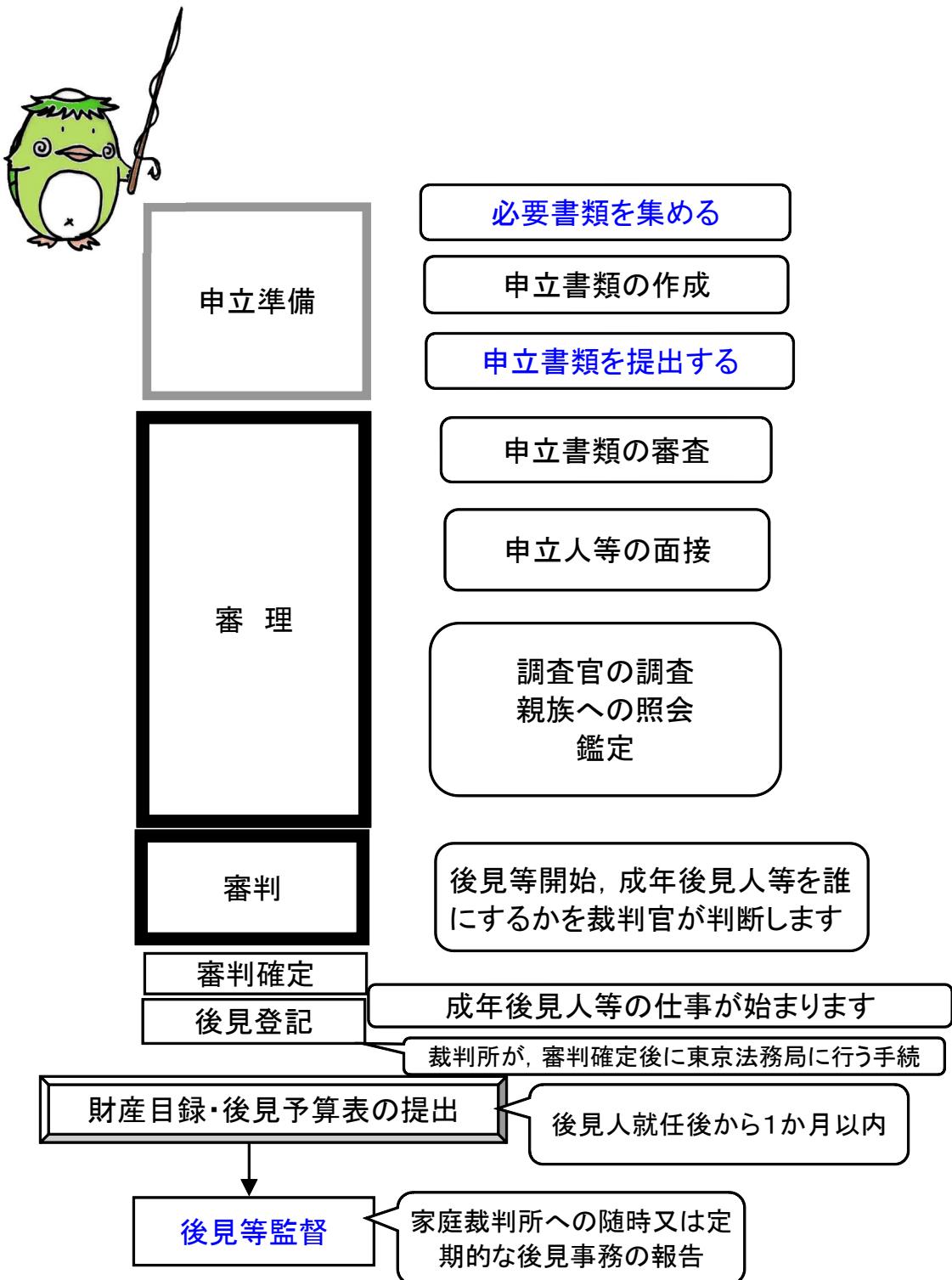
3	住民票（発行から3か月以内のもの） ◎本人及び成年後見人等候補者 (世帯全部、省略のないもの) (同一世帯の場合には1通で結構です。)	各自治体の担当窓口
4	登記されていないことの証明書（発行から3か月以内のもの） ◎本人 (証明事項は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない。」欄にチェックをしてください。)	法務局（16ページ参照） 申請には、申請人と本人との関係を示す両者の戸籍謄本が必要です。あらかじめこれらの戸籍謄本のコピーをとり、謄本に添付して申請すれば、謄本が返却されます。
5	診断書（成年後見用）、診断書附票、本人情報シート写し (本人情報シートは福祉関係者の方に、診断書は主治医等に作成してもらってください。)	
6	費用（申立書と一緒に納めていただきます。） ◎収入印紙 ①800円②2,600円 (①申立費用、②登記費用 内訳①400円×2枚、②1,000円×2枚、 300円×2枚) (保佐や補助で代理権や同意権の付与の申立てもある場合は、それぞれ800円を追加してください。)  ◎郵便切手 後見開始申立の場合 3,500円 (内訳 500円×3枚、84円×15枚、50円×10枚、 10円×20枚、2円×10枚、1円×20枚) 保佐・補助開始申立の場合 5,000円 (内訳 上記に 500円×3枚 を追加してください。)  ◎鑑定費用 5～10万円程度（診断書附票に記載されている金額）	郵便局など

#### 4 申立ての取下げについて

##### 重要

申立ての取下げをするには家庭裁判所の許可が必要となります。これは、公益性の見地からも本人保護の見地からも、後見等開始の審判をすべきであるにもかかわらず申立ての取下げにより事件が終了してしまうことが相当ではない場合があるからです。例えば、成年後見人等の選任に関する不満（成年後見人候補者が成年後見人に選任されない、成年後見監督人が選任されるなど）を理由とした取下げは、許可されない場合に該当する可能性が高いと考えられます。

## 標準的な審理の流れ



※ 申立てを受け付けてから審判がされるまで1～3か月かかります。

## **申立てをした後の手続の流れ**

前ページの図表のとおりの手順で進行します。特に問題がなければ、申立てから1～3か月ほどで審判となります。

### **1 面接（申立人、成年後見人等候補者など）**

徳島家庭裁判所では、原則として、申立て後、申立人及び成年後見人等候補者から詳しい事情を伺うための面接を行っております。

申立人からは、申立て時に提出していただく「申立て事情説明書」に基づいて、申立てに至る事情、本人の生活状況、判断能力及び財産状況、本人の親族らの意向等について伺います。

成年後見人等候補者からは、やはり申立て時に提出していただく「後見人等候補者事情説明書」や「成年後見人等候補者陳述書」に基づいて、欠格事由の有無、その適格性に関する事情を確認します。

面接の際に十分な確認ができなかった場合は、後日改めて家庭裁判所にお越し頂いたり、資料の追加提出をお願いしたりすることがあります。手続の迅速な進行のため、審判に必要な資料を申立て人から積極的に出していただいているので、ご理解とご協力を願っています。

### **2 本人調査（本人との面接）**

成年後見制度では、本人の意思を尊重するため、申立ての内容などについて本人からご意見を直接伺うことがあります。これを本人調査といいます。

本人調査の際は、本人に家庭裁判所にお越しいただくことがあります。ただし、入院、体調等によってお越しいただくことが困難な場合は、後日、家庭裁判所の担当者が入院先や施設等に直接伺います。

なお、補助開始の場合や、保佐開始で代理権を付ける場合は、本人の同意が必要となりますので、本人調査の手続の中で同意の確認も行います。

### **3 親族への意向照会**

家庭裁判所は、審理の参考とするため、本人の親族に対して、書面等により、申立ての概要及び成年後見人等候補者の氏名を伝え、これらに関する意向を照会する場合があります。

## 4 鑑定

鑑定とは、本人に判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。申立時に提出していただく診断書とは別に、家庭裁判所が医師に鑑定依頼をする形で行われます。ただし、親族からの情報や診断書の内容などを総合的に考慮して本人の判断能力を判断できる場合は、鑑定が省略されることもあります。

鑑定を行う場合は、通常、本人の病状や実情をよく把握している主治医に鑑定をお願いしています。ただし、事案によっては、主治医に鑑定を依頼できない、または、鑑定を引き受けていただけないこともあります。その場合は、主治医から他の医師を紹介していただくなど、鑑定を依頼できる医師をお探しいただくことがあります。申立ての前（申立てのための診断書を依頼する機会など）に、主治医に対して、鑑定を引き受けていただけるかどうか、また、鑑定費用についての意向などを診断書附票に記載してもらうようお願いしてください。

鑑定費用（鑑定人への報酬）は、鑑定人の意向や鑑定のために要した労力等を踏まえて決められます。主治医に鑑定を依頼する場合は、通常は診断書附票に記載されている金額になりますが、家庭裁判所の判断で別の医師を鑑定人として指定する場合などは、改めて金額が定められることになります。

なお、鑑定を行う場合、鑑定費用（通常は、診断書附票に記載されている金額）を家庭裁判所にあらかじめ納めていただく必要があります。ただし、申立てや面接の際に鑑定費用を納めていただく必要はありません。鑑定を行うことになった場合、家庭裁判所から連絡しますので、定められた期限内に納めてください。

## 5 審理・審判（後見等の開始・成年後見人等の選任）

鑑定や調査が終了した後、家庭裁判所は、後見等の開始の審判をし、併せて、最も適任と思われる方を成年後見人等に選任します。複数の成年後見人等を選任することもあります。また、監督人を選任することもあります。

保佐開始や補助開始の場合には、本人への支援に必要な同意（取消）権や代理権も定めます。

## 注意

1 次の人は成年後見人等になることができません。(欠格事由)

- (1) 未成年者
- (2) 成年後見人等を解任された人
- (3) 破産者で復権していない人
- (4) 本人に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者又は親子
- (5) 行方不明である人

2 次のいずれかに該当する場合は、成年後見人等候補者以外の者を選任したり、成年後見監督人等を選任する可能性があります。

- (1) 親族間に意見の対立がある場合
- (2) 流動資産の額や種類が多い場合
- (3) 不動産の売買や生命保険金の受領など、申立ての動機となった課題が重大な法律行為である場合
- (4) 遺産分割協議など成年後見人等候補者と本人との間で利益相反する行為について成年後見監督人等に本人の代理をしてもらう必要がある場合
- (5) 成年後見人等候補者と本人との間に高額な貸借や立替金があり、その清算について本人の利益を特に保護する必要がある場合
- (6) 従前、成年後見人等候補者と本人との関係が疎遠であった場合
- (7) 賃料収入など、年によっては大きな変動が予想される財産を保有するため、定期的な収入状況を確認する必要がある場合
- (8) 成年後見人等候補者と本人との生活費等が十分に分離されていない場合
- (9) 申立て時に提出された財産目録や収支状況報告書の記載が十分でないなどから、今後の成年後見人等としての適正な事務遂行が難しいと思われる場合
- (10) 成年後見人等候補者が後見事務に自信がなかったり、相談できる者を希望したりした場合
- (11) 成年後見人等候補者が自己または自己の親族のために本人の財産を利用(担保提供を含む。)し、または利用する予定がある場合
- (12) 成年後見人等候補者が、本人の財産の運用(投資)を目的として申し立てている場合
- (13) 成年後見人等候補者が健康上の問題や多忙などで適正な後見等の事務を行えない、又は行うことが難しい場合
- (14) 本人について、訴訟・調停・債務整理等、法的手続を予定している場合
- (15) 本人の財産状況が不明確であり、専門職による調査を要する場合

3 弁護士、司法書士、社会福祉士等といった第三者の専門職が成年後見人等や成年後見監督人等として選任された場合、第三者の成年後見人等からの申立てにより、家庭裁判所は報酬額を決定する審判をします。報酬は本人の財産の中から支払われます。

## 6 後見制度支援信託、成年後見制度支援預金について

後見制度支援信託（以下「支援信託」という。）とは、後見開始事件について、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として成年後見人（親族後見人）が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託または金融機関に預入した上、その払戻しや解約をするなどの場合には、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とする仕組みです。

後見制度支援預金（以下「支援預金」という。）とは、後見開始事件について、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として成年後見人（親族後見人）が管理し、通常使用しない金銭を地方銀行や信用金庫等の金融機関で開設できる後見制度支援預金口座に預け入れるもので、同口座に係る取引（出金や口座解約等）をする場合には、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とする仕組みです。

家庭裁判所は、支援信託や支援預金（以下「信託等」という。）の利用の検討が相当と判断した事件について、個々の事案によっては、専門職団体から推薦を受けた弁護士又は司法書士等を成年後見人（専門職後見人）に選任し、信託等の利用の適否を検討するように指示します。信託等の手続が完了後、専門職後見人は、本人の財産の中から報酬を受領して辞任します。

## 7 審判確定と登記

審判書が成年後見人等に届いてから2週間以内に、不服申立てがされない場合は、後見等開始審判の法的な効力が確定します。誰を成年後見人等に選任するかという家庭裁判所の判断については、不服申立てをすることができません。

確定後、家庭裁判所は東京法務局に登記を依頼します（戸籍に記載されることはできません。）。登記完了後、家庭裁判所から成年後見人等に登記番号を通知します。この後に、法務局で登記事項証明書を取得してください（16ページをご覧ください。）。なお、この登記手続には2週間程度かかります。



## 成年後見人（保佐人、補助人）の職務について

### 1 仕事の始まり（財産目録及び後見予算表の作成）

成年後見人に選任された方（保佐人、補助人に選任された方で財産管理に関する代理権のある方）は、まず財産目録を作成し、家庭裁判所に提出するとともに、年間の収支予定を立てなければなりません。

特に、成年後見人は、この財産目録の作成が終わるまでは、急迫の必要がある行為しかできないことが法律で定められていますので、ご注意ください（民法第854条）。

### 2 成年後見人、保佐人、補助人に共通すること

**重要**

成年後見人等は、申立てのきっかけになったこと（例えば、保険金の受取りや預貯金の引出し、遺産分割など）が終わった後も、本人を法的に保護しなければなりません。

本人の財産管理は、本人の利益を損なわないよう、元本が保証されたものなど安全確実な方法で行うことを基本とし、投機的な運用はしないでください。

本人を保護することが成年後見人等の仕事ですので、本人の利益に反して本人の財産を処分（売却や贈与など）してはいけません。成年後見人等、本人とその配偶者や子、孫など（親族が経営する会社も含む。）に対する贈与や貸付けなども、原則として認められません。相続税対策を目的とする贈与等についても同様です。本人の財産を減らすことになり、また、ほかの親族との間で無用の紛争が発生するおそれがあるからです。

本人の財産から支出できる主なものは、本人自身の生活費のほか、本人が第三者に対して負っている債務の弁済金、成年後見人等がその職務を遂行するために必要な経費、本人が扶養義務を負っている配偶者や未成年の子などの生活費などですが、それ以外のものについて、本人の財産からの支出が一切認められないというわけではありません。例えば、身内や親しい友人の慶弔の際に、常識的な金額の範囲内で支払う祝儀や香典等については、本人の財産の中から支出してもよいと判断される場合が多いでしょう。ただし、これらの支出の必要性、相当性については、本人の生活費や必要経費よりも一層慎重な判断が必要です。

成年後見人等に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適さない事由があるときには、家庭裁判所が解任することができます。また、これとは別に、不正な行為によって本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。さらに悪質な場合には、業務上横領罪（刑法第253条）等の刑事責任を問われことがあります。

### **3 成年後見人の主な職務**

成年後見人は、本人の財産の全般的な管理権とともに代理権を有します。つまり、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら（身上配慮義務）、財産を適正に管理し（財産管理義務），必要な代理行為を行っていきます。そして、それらの内容がわかるように記録しておくとともに、定期的に家庭裁判所に報告しなければなりません（報告義務）。

具体的には、本人の財産が他人のものと混ざらないようにする、通帳や証書類を保管する、収支計画を立てる等の財産管理をするとともに、本人に代わって預金に関する取引、治療や介護に関する契約の締結等、必要な法律行為を行います。

### **4 保佐人の主な職務**

保佐人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら（身上配慮義務），本人に対し適切に同意を与えること、本人に不利益な行為を取り消すことです。特定の行為について、代理権を使用する場合もあります。そして、それらの内容について定期的に家庭裁判所に報告しなければなりません（報告義務）。

具体的には、本人が重要な財産行為を行う際に同意をすることや、本人が保佐人の同意を得ないで重要な財産行為をした場合にこれを取り消すことができます。また、代理権付与の申立てが認められれば、その認められた範囲内で代理権を有し、これに対応した限度で本人の財産の管理権を有することになります（財産管理義務）。

### **5 補助人の主な職務**

補助人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら（身上配慮義務），本人に対し適切に同意を与え、本人の行為の取消権又は代理権の行使をすることです。そして、それらの内容について定期的に家庭裁判所に報告しなければなりません（報告義務）。

代理権付与の申立てが認められれば、認められた範囲内で代理権を有し、これに対応した限度で本人の財産の管理権を有することになります（財産管理義務）。

## 後見等監督について

### 1 後見等監督とは

後見監督、保佐監督、補助監督（以下「後見等監督」といいます。）とは、家庭裁判所が、成年後見人等に対して、後見等の事務を適切に行っているか、又は、後見等の事務を行う上で問題点がないかを確認するため、隨時又は定期的に照会をし、それに対して回答（報告）をしていただくことをいいます。

事案によっては、家庭裁判所が、弁護士や司法書士などの専門職を後見等監督人に選任して、監督事務を行わせたり、後見制度支援信託又は後見制度支援預金の利用の適否を検討させたりする場合もあります。

成年後見人等が選任されると、家庭裁判所は成年後見人等に対し、一定期間ごとに後見等監督を行います。後見等監督では、本人の現状や現在の問題等についての報告書、本人の財産目録、後見予算表、その裏付けとなる通帳や領収書類等のコピーを家庭裁判所に提出していただきます。そのため、日ごろから、領収書や取引に関する書類をきちんと保管するとともに、収支状況を把握しておく必要があります。報告書等は、家庭裁判所が作成した書式に記入していただく形式になっております。

弁護士や司法書士などの専門職が後見等監督人に選任された場合は、上記のような報告書等はその後見等監督人に対して提出していただきます。

### 2 家庭裁判所への申立てが必要な場合

成年後見人等が次の行為をする場合は、事前に家庭裁判所への申立てが必要となります。

- (1) 本人の居住用不動産について、売却、賃貸、抵当権の設定のほか、建物を取り壊したり、賃借物件であるときは賃貸借契約の解除をする場合などには、「居住用不動産の処分許可の申立て」が必要です。
- (2) 本人と成年後見人等がいずれも相続人である場合に遺産分割協議をしたり、成年後見人等が本人所有の不動産を買い取る等、本人と成年後見人等との間ににおいて利益が相反する場合、「特別代理人選任（臨時保佐人、臨時補助人）の選任の申立て」が必要です。
- (3) 成年後見人等が本人の財産から一定の報酬を求める場合、「報酬付与の申立て」が必要です。

\* 居住用不動産：本人が居住するための建物又はその敷地（現に住んでいる建物等だけでなく、施設入所中・入院中の者が施設等を出たときに住む可能性のあるものを含む。）

## 成年後見人（保佐人、補助人）の仕事が終わるとき

一度、成年後見人等に選任されると、辞任するには家庭裁判所の許可が必要であり、それも正当な事由がある場合に限られます。

### 1 本人が死亡したとき

本人が死亡した場合には、後見等自体が終了することになりますから、速やかに家庭裁判所に連絡した上で、本人の除籍謄本又は死亡診断書のコピーを送付した後、東京法務局後見登録課に後見終了登記の申請をしてください。そして、本人の相続人に報告し、管理していた財産を引き継いでください。

### 2 成年後見人等の辞任

成年後見人等は、病気などやむを得ない事情がある場合は、家庭裁判所の許可を得て、辞任することができます。ただし、辞任しても後見等は終了しませんから、「成年後見人等辞任の許可の申立て」のほか、別途、後任の「成年後見人等選任の申立て」が必要です。辞任が許可され、新たな成年後見人等が選任された場合には、後任の成年後見人等に引継ぎを行うことになります。

#### 成年後見登記事項証明書の取り寄せについて

成年被後見人等及び成年後見人等の登録の有無や後見登記内容等を確認するため、「登記事項証明書」という証書の発行を受けることができます（本人の配偶者又は4親等内の親族が申請する場合は、戸籍謄本又は抄本が必要です。）（有料）。

#### <郵送で取り寄せる場合>

返信用封筒（宛て名を記載の上、切手を貼った封筒）を同封して東京法務局宛てに請求してください。

【宛 先】 東京法務局後見登記課

【住 所】 〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎 4階

【電 話】 03-5213-1360（後見登録課 直通）

【ウェブサイト】 <http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/table/shikyokutou/all/hokyokutouki.html>

#### <窓口で直接受け取る場合>

【窓 口】 徳島地方法務局 ※郵送での取り寄せはできません。

【住 所】 徳島市徳島町城ノ内6番地6

【電 話】 088-622-4171, 088-622-4824

# 提出する資料のコピーのとり方

## 【一般的な注意】

- 1 紙の大きさは、記録保存の都合上、**A4判**（この紙の大きさ）にしてください。（原稿が大きく、A4判ではおさまりきらない場合は、A3判でもかまいませんがB判は避けてください。）
- 2 コピーは必ず片面だけにし、裏面は使用しないでください。
- 3 原稿が小さくても、コピーした紙を切らないでください。また、拡大や縮小はしまなくて結構です。
- 4 はっきりと濃くコピーしてください。

## 【コピーをとる部分】

### 1 各種証書や通知書（年金、保険、定期預金など）

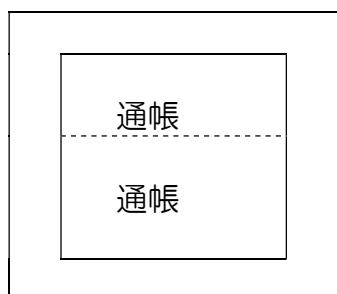
名義、証書番号、金額、発行元などが分かる部分をコピーしてください。保険証書などは、必ず裏表ともコピーしてください。

### 2 病院や施設の領収書

名義、病院・施設名、支払い期間や金額が記載されている部分（直近約3か月分）を、できるだけ領収書1枚につきコピー1枚にしてください。1枚に複数の領収書をコピーする場合は、同じ病院・施設でまとめ、日付順、同じ方向にコピーするようにしてください。

### 3 預貯金の通帳

- (1) 見返し（表紙の裏の部分で、支店名、口座番号、届出印などが書いてある部分）
- (2) 普通預金や通常貯金については、  
申立時は・・・・・ 申立て前1年から申立時までの記帳部分。  
後見等開始後は・・・成年後見人等が、定期的に財産報告をすることになりますが、  
その際には、裁判所に提出済み以降の記帳部分
- (3) 総合通帳で、1冊の通帳に普通預金と定期預金（又は貯蓄預金）が記載されているものは、それぞれのコピーをとってください。  
なお、後見等開始後に成年後見人等が提出する場合には、解約の有無を確認しますので、変更がなくても毎回提出してください。
- (4) 通帳を更新している場合は、更新前の通帳の該当部分も含みます。



A4の用紙を縦に置いてコピーするようにしてください。余白は切り取らないでください。  
左側には穴をあけて記録に綴ります。コピーするときに左に詰めすぎないように気をつけてください。

### 4 登記簿謄本（または登記事項証明書）

コピーではなく原本をご提出ください。原本の返却を希望される場合は、原本とコピーの両方を提出し、その旨をお知らせください。

※ ご不明な点がありましたら、家庭裁判所にお問い合わせください。